

進出すべき幼稚園保姆の領野

—(第二十二回福島縣保育大會に於て)—

郡山幼稚園 松 山 政 治

一

近來我國に於て、進歩の著しく、活動の目醒しいものは、教育界の事績であらう。わけても小學校教育は、隆々昇天の勢を以て、著しき發達をなし、着々歩武を整へて、正しき進展をいたし、優良なる成績を擧げつゝあることは、内外共に驚嘆して居る處である。かゝる進歩發展の著しい中に、只我が幼稚園教育のみは進歩も甚だ鈍く、發達も極めて遅く、是等のものと全く同日の論ではない。寧ろ不振の状態を續けて居ると言つて宜しい。これ同業者の等しく、遺憾として居る所であつた。

所が幸なるかな、大正十五年四月二十一日、フレノベル先生誕生の日を以て、勅令は下り、獨立したる法規として、新に幼稚園令が發布された。是に於て、從來不振の状態に沈んで居た保育界は、正に覺醒せしめられ、一段の活氣を帶ぶると共に、聊か氣運の刷新を見た。そして幼稚園保育の進展上に一紀

新元を劃せしむるに至つた。これ本邦幼児教育の前途に、一大光明を與へたもので、吾人の共に最も慶賀する處であつた。

新幼稚園令の第一條即ち幼稚園の目的に於ては、只文字の上からだけでは大した差異のあつたものではない。併しながらその活用の程度に就て、その範圍の上に於て、極めて廣汎となり、頗る擴大を來し著しき差異を持つたものである。舊令の時代には幼児教育を單なる幼兒個人のために、教育的立場から適當なる努力を與へるに止まつて居たものである。新令に於ては、幼兒の教育的立場を尊重するは勿論の事、更に一步を進めて、社會的狀勢に鑑み、家庭の事情を察し、家庭生活より受くる或種の缺陷を、補はんが爲めに、新たなる使命を帶ばしめたものである。

是を一言にして言はゞ、從來の幼稚園をして、所謂民衆化せしめたものである。從來の幼稚園では見出し得なかつた新觀念、即ち社會的職能を、新幼稚園令によりて、明示さるゝに至つた事が、非常なる進展を來した點である。

一一

さて歐洲の大戦と、東西の大震災とは、世界革新の上に一區劃を與へたる動因であつた。その對應策として社會事業の起るのは當然である。この數年間社會事業はかゝる必然性を帯びて、急激に勃然とし

て振興して來た。幼稚園をして所謂民衆化せしむるに至つたのも、又正にこゝに原因して居るのである。翻つてその後には於ける、我幼稚園の狀勢を察するに、幼稚園は果して社會の進展に伴つて、民衆化を實現して行つたであらうか、又社會的意義の下に適切なる活躍をなしたであらうか。吾々としては聊か遺憾の怨みなきを得ない。否これを是認する事は出來ぬ。

從來の幼稚園は動ともすれば、舊來の傳統に捉はれ、器械的なる方法にこだはり、その進展は中々容易でなかつた。内容の充實も思はしくなかつた。斯うした久しい因襲の間に經過して來た幼稚園は、如何に法令は變つても、早速之れに順應する事は六ヶ敷くあつた。幾分かは、保育思想の普及も促された様である。幼稚園設立の増加も見えた様である。けれども幼稚園の所謂民衆化實現までには、前途尙ほ程遠い感がある。到底期待された程の成績は收めて居ないのである。甚だ残念の至りである。

唯此の時に當り、幼稚園ならざる他の方面、即ち専ら社會事業の立場から託兒事業即ち保育所なり保育園なりの幼兒教育の機運は、勃然として起つたのである。わけても農村（或は漁村）の期節的託兒所の如きは、近年夥しき勢を以て、増加し來り、各所に實施せらるゝに至つた。今參考の爲めに昭和五年中に開設された期節的託兒所は、内務省社會局の統計によれば、二千五百十九ヶ所にして收容幼兒十三萬〇五百二十七人に及んで居る。

是等の託兒所は、社會焦眉の急に備へたる社會事業であつて、専ら内務省の獎勵やら、誘導やらによ

つて、施設せられたもので、我々の幼稚園令には準據して居ないものである。従つて幼稚園従事者は、此の種のものに殆ど關係して居ないと言つてよい位である。つまりもつと適切に云へば文部省側に屬する教育方面の人々の餘り關はり知らぬ間に、ぬけがけの仕事として、幼児教育が普及されて來たと云つて可なりである。そして幼稚園事業は相變らず、依然として不振の状態を續けて居たのであつた。

三

さて何故に幼稚園は、その普及が遅々として鈍く、その發達が停滯して振はないのか、それには相當の原因がある。今其の原因の一二を列擧して見よう。第一には、社會一般の人々が、未だ幼稚園の正當なる職能を十分に理解する事が出來ず、只管傳統的の見解にのみ捉はれて、積極的に之れが考究の態度をとり得なかつた事である。

第二には、當然理解あるべき筈の教育界に於ても、相當の人々までが、尙且つ幼稚園の眞義に對して正しき見解を有して居らないためである。

第三には、甚だ奇異に感ずることではあるが、兒童教育の姉妹關係である小學校當事者が、幼稚園に對する正當なる見解を缺いて、積極的研究を試みないばかりでなく、時によると、不完全なる皮想的調査により、或は不用意なる偶然的觀察によりて、幼稚園の價値を十分に認めて呉れないといふ、誤謬に

陥つて居ることである。

是等は、何れも、外部に於て幼稚園の眞義を、未だ十分に理解して居らないのに起因して居るのであるが、内部的事實としても、其の原因がある。

第四には、幼稚園従事者たる保母その人に關はつて居る事項である。幼兒の保育が全く女性のみに與へられたる貴き天職であつて、男性の殆ど犯す事の出来ない特權であるが爲めに、女性本來の性格からして、事毎に消極的に流れ易く、因循勝になり易いのである。研究的態度の如きも甚だ薄くして、内容改善に、果たまた使命遂行に、遠慮する處多かつたに起因する。つまり保母の多くは、積極的精神に乏しく、進出的態度が缺けて居るのである。

是が最大原因をなして居ると思ふ。

私の言はんと欲する、保母の進出すべき領野は、正に此處に存するのである。今の幼稚園教育を不振ならしめた、あらゆる原因の一々に就て評論する場合にはない。前に掲げた一、二、三の事項はこれを省略して、その最後のものに就て、専ら述べて見ようと思ふ。

四

抑も幼稚園教育に、一紀元を劃せしめたといふ『幼稚園の社會的職能』とは何であるか、それは幼稚

園令の發布せられたる翌日、大正十五年四月二十二日に、文部省が發したる訓令、『幼稚園令施行上の注意事項』中に、明瞭に示されて居る。今これを掲げて見よう。

『(前略) 社會生活日ニ複雑ヲ加ヘ、一家ノ事情、意ヲ子女ノ教養ニ専ラニスルコト能ハザルモノ漸ク多カラントスル今日ニアリテハ、幼稚園ノ任務ハ益々重要ノ度ヲ加ヘザルヲ得ズ。幼稚園ノ設置ハ固ヨリ之ヲ任意トシ(中略) 父母共ニ勞働ニ從事シ、子女ニ對シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナルモノ、多數居住セル地域ニアリテハ、幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ、今後幼稚園ハ斯クノ如キ方面ニ普及發達センコトヲ期セザルベカラズ、隨ツテ其ノ保育時間ノ如キハ早朝ヨリ夕刻ニ及ブモ亦可ナリト認ム、又幼稚園ニ入園セシムベキ幼兒ノ年齢ニツキテハ 從來ノ規定ト同ジク、三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スルマデヲ原則トスルモ、特別ノ事情アル場合ニ於テハ、三歳未滿ノ幼兒ヲモ入園セシメ得ルコト、セリ、(中略) 事情ノ許ス限リニ於テ適當ニ之ヲ實施スルハ當今ノ時勢ニ照シ亦必要ナリト信ズ』云々。

之れを要するに、一は父母共に勞働に従事して居る地域にありては、努めて幼稚園設立を促さしめんとし、一は保育時間の延長をはかることを努めしめ、一は入園幼兒の年齢を從來より低下して、保育手段の多數の幼兒に及ぼさしめんことを規定したのである。

そこで従來の幼稚園は、これらの精神に則つて、どの程度まで善處して來たか。幼稚園設立の必要地域と認めらるゝ所に、幾何の幼稚園設立が促進されたか、又之れに對して我々幼稚園關係者が如何なる考慮をめぐらしたか。又その設立に對しては、如何なる援助を與へたか、少しく反省して見たいと思ふ甚だ遺憾なことではあるが、お互聲を低めて『汗顔の至りなり』と言はねばなるまいと思ふ。

斯く申さば或論者は言はん

『保姆は自分の受持つ子供の教育に就て既に精一杯である。何の餘力あつてか、斯る本務以外の事に、手が出様か、手の出せる筈のものではない。況して我等は女性である。斯うした運動や斡旋には不向きの方である。寧ろ此の種の運動には、別に他に適當な人が居る。敢て我等の關はり知る所ではない。従つて其の責任は我等の擔ふべきものではない』と

論者或は然らん、併し果して然りてあらうか。

眞正の事業は、高き理想によつて働き、深き信念を有して經營さるゝ時に始めて完成を見、効果をあげらるゝものである。苦痛も妙味も十分に會得し豊なる體驗を積み、撓みなき努力を續けたものでなければ、事業に對する眞の理解はない。眞の理解と、豊なる體驗とを有する人の活動、努力こそ、實に尊

いものである。

滿堂の保姆諸賢！ 諸賢は保姆なるが故に、最もよく幼児教育を理解し、是に就ての豊なる體驗を有した人々である。諸賢の如き人々が起つて、幼稚園の普及に志し、是が發達に努力せらるゝならば、其の成功や期して待つべきである。もつと厳しく言はゞ、幼稚園設立の動因者となり、或は盡力者となるあらば、諸賢は實に尊いも方である。諸賢大いに是に目覺めて、奮勵一番よろしく起つべきではないか大いに進出して、幼児教育の普及と徹底とに盡力されんことを望むものである。

よしんば諸賢の直接計畫と直接の盡力とによつて、幼稚園設立の實現を見る事が出来なかつたとしても、諸賢の目下従事しつゝある幼稚園教育を通して、或は諸賢の熱烈なる宣傳により、或は諸賢の優秀なる示範によりて、諸賢の關係せる地域の多數人心を動かし、幼稚園設立の氣運を醸成し、教育的雰圍氣の瀾漫を作成せしむることを得ば、幼児教育上に貢獻する所偉大なりと言ふべきである。是位の原動力となる事は、敢て、決して至難の事ではあるまいと思ふ。

六

次に考慮すべき事柄は、幼稚園の内容に關する問題である。是は決して他人事ではない。直接保姆諸賢の双肩にかゝり其の責任に屬して居る問題である。從來己が經營して居る。その幼稚園の内容に、相

當の改善を加へて、新幼稚園令の精神を汲みたる、社會的職能を帶ばしめるといふ事が、是である。敢てお尋ね申すが、縣下の幼稚園中で保育時間の上に、早朝より夕刻まで及ぶも可なりといふ精神を加味されたるもの幾つあるか。これは土地の狀況、及び家庭の事情等を考へて、實施すべきは勿論である。いろ／＼類型の異りたる家庭を對象とする事故、一概には論じてはならないが、從來の傳統によれば第一學期中はお辨當なし、第二學期に至りてお辨當を持參せしむるも、晝食をすますと食後間もなく帰宅せしむるといふ慣例になつて居る様である。けれども斯かる行事は、果して合理的であるか、又何を根據として斯くの如くしたのであるか、甚だ明瞭を缺いた事柄であつた。

勿論幼稚園令には、保育時間數なるものに就て明確に規定して居ない。かるが故に、そうした處置をとつたからとて、敢て法令違反ではない。又子供の歸つた後には、先生は直接子供に用がないものである。それ故に子供が歸るや間もなくサツサと歸つてしまつたからとて不都合でない場合もあらう。併しそれが果して熱誠ある人々の忠實なる勤め振りと言はれやうか。至つて些細な問題ではあるが、斯かる枝葉の事柄が、却て往々幼稚園の職能を誤解せらるゝ原因となつて居る事もないではない。

保育時間の如きも、幼兒の心理の上から、深く研究して、四時間が正しきか、五時間が適當か、それともそれ以上を以てすべきかといふ様な事柄は、未だ研究の積まれない未了の問題であつて、如何するとも勝手な事柄である。併し私の言はんとする所は、從來の保育時間なるものが、眞に社會民衆の要求

に合つて居るか、どうかといふ事である。若しそれが社會民衆の意志ではないとしたならば、是は潔く改善せねばならぬではないか。將來、社會民衆の要求に副はぬものは、亡び行く運命を持つものである。故に保母は、幼兒の心理を研究し、家庭の事情に鑑みて、即ち進出的態度をとつて大いに努力すべきであると考えざるべきである。

次に幼兒の入園年齢に就ても、從來は多く満四歳よりに限られた様であつて、満三歳の幼兒を入園せしむる事は、殆ど無かつた様である。然るに今は其の必要によりては、満三歳以下をも入園せしむる事を得る様に擴張されて居る。此の精神を汲み取つて適當なる處置をとる様に努力せねばならぬではないか。

勿論そうした場合には、幼稚園設備の上にも、保育方法の上にも、又保母休養の上にも、深き考慮をめぐらし、十分なる注意を拂ひて、適當なる對策を施すべきである。兎角、社會の複雑化を思ひ、一家主計の事情に鑑み、幼兒を完全に保育するだけの熱誠と努力とを、くれぐれも要望して止まぬのである。是保母の大いに進出して研究を積むべき領野の一つである。

七

更に進んで考究し、盡力せねばならぬ問題は、近時俄に勃興し來りたる、農繁期託兒所に關しての事

である。諸賢の既に知らるゝ通り、從來縣下の幼児教育機關は、二十七ヶ所の幼稚園と、十二ヶ所の幼稚園令に準據せず、社會的意義の下に施設せられて居る、常年託兒所とがあつて收容して居る幼兒數は昨年統計によれば、二千三百六十二人に上つて居る。然るに本年度開設された農繁期託兒所は、その數五十六ヶ所あつて、收容幼兒實に五千百四人を算して居る。優に我幼稚園收容幼兒の倍數に上つて居る、いかに短期の間なりと雖も、斯かる多數の幼兒が教育的施設の下に、相當の取扱を受けたといふ事は、本縣に於ける幼児教育の爲めに、大いに慶賀に堪へない次第である。

此の農繁期託兒所に就て、幼稚園保姆諸賢は、如何なる程度に顧慮を持ち如何なる方面に盡力を與へられたか、この農繁期託兒所の仕事は實に幼稚園保姆として見逃してならぬ好材であり、又社會的意義の上に働くべき好機である。幼稚園保姆の進出すべき領野は又正に是に開展されてあるのである。

添付したる別表第二に示してある様に、諸賢の幼稚園所在地に近接したる地域に、この施設があつたに多數開設されたのは、大いに喜ばしき現象である。先輩たるべき吾々は、喜んで之を迎ふると同時に進んで相互の聯絡を圖り有無相通じ、長短相補ふは勿論、よろしく諸賢は、多年の經驗を提げて、之に臨み、努めて注意を與へ、進んで指導を加へて、滿全の成功を期する様、盡力してやるべきである。

その設立の動機が、社會的缺陷を補はんがためのものであつたとしても、對象として居るものは、同じく幼兒である。諸賢の取扱つて居るものと同じく愛護の精神によつて引き回はして行かねばならぬも

のである。保賢諸姆は幼兒教育に對する注意と、その勢力とを單なる己が幼稚園にのみ局限することなく、更に一步を進めて、この社會性に培はれたる、農繁期託兒所に向けねばなるまいと思ふ。別表既に示したるが如く、斯種の施設の起ると起らざるとは、一に關はつて、その地方に於ける盡力者如何による事を伺ふことが出来る。彼等は今や諸君の盡力斡旋を、時遅しと待ちつゝある事を知らざるか。

八

抑も農繁期託兒所の事業たるや、今迄全國幾萬の幼兒が、殆ど放任されて居つた農繁期を、彼等の不幸と危険とから、保護してやる社會事業なのである。勿論、幼兒以外に母親の保護であり、勞働者の福利増進をはかる、社會的保護事業ではあるけれども、斯かる保護事業はそれ自體以外に、なか／＼重要な教育効果を收めて居る。それは副次的にもせよ、斯かる農村に幼兒愛護の精神を啓發普及せしむる點に於て、その功績は教育上なか／＼莫大なるものである。實に尊い事業である。

ところが此の尊い事業が農村にありて、果して如何なる状態に於て實施せられつゝあるか、其の實際を詳に知るものは、敢て戰慄する程でなくとも大いに憂慮に堪へぬものがある。是即ち農繁期託兒所に於ける教育的作業を餘りに軽く見て居る事である。

保姆諸賢中にも、或は『農繁期託兒所は、社會事業にして、教育的事業でないから、我等の預り知る

所でない』と對岸の火災視して居らるゝ向もないではない。諸賢は愚か、實際の局に當つて居る農繁期託兒所の設立者中には、

『この事業は、農村焦眉の急を救はんが爲めに、社會施設の一として、經營されたものでそれ以外には、多くの附帶性を要求するには及ばぬ』

と主張する論者もある。斯かる人の經營して居るものには、施設も方法も無頓着で教育も指導も、殆ど成つて居らぬものが多い。時によつては伸展すべき尊き靈芽を有する幼兒を、一つの物品的に眺め、是が保育の任に當る保姆の選擇も、保育の方法も、殆ど無謀に處理し、それで満足して居る。斯かる處置は社會的職能の誤謬と言はんよりは、寧ろ淺薄なる見解によつたものであつて、幼兒の生命の光と、伸展の力とは全く蹂躪せられたる、亂暴の處置と言はねばならぬ。不合理の極みにして損害此の上なしといふべきである。寶物を預りながらその用をなさしめざると同様なものである。

農村の兒童にして、教育的の指導者を有せぬならば、折角、大自然の懷に抱かれ、淨き大氣を呼吸して、すが／＼しく生長しながらも、闇から闇に野生のまゝに過して仕舞はねばならぬ事になる。何と悲しむべき憫むべき現象ではないか。

如何に『農繁期託兒所は、他に多くの附帶性を必要とせず』とはいひながら、幼兒を對象として居る仕事には、自からなる結果として、相應に幼兒の持つ、生さんとする明るさと、伸びんとする尊さにと

觸れずに了られるものではない。その影響的結果が教育的効果に無關心なる譯には行かないのである。否子供の居る所必ず教育なかるべからずである。如何に託兒所の子供なりとしても、子供なるが故に教育を受けねばならぬものである。よろしく幼稚園の目的を味はつて、其の心身の健全なる發達を圖り、善良なる性情を涵養することに努めねばならぬ。雷にお八つを與へ、時間つぶしをしたからとて決してよいものではない。すべて物的生活の充實は最後の意義のものではない。物は人への途である。主客を顛倒したる處置をとつてはならぬ。

如何に施設の期間は短く、設立の動機は異つて居たにしても、其の幼兒たる點に於て、何の差別があらう。型こそ假りに違つて居れ、子供を子供として見る、我等の教育眼には、差別はない。共に尊い生命であり、共に將來の日本國民である。其の取扱に差別のあるべきものではない。我等教育的任務の上に尊き使命を自覺せるものは決して黙過して居られやうか。

従つて是が保育の任に當るものは、偶然的であつたにせよ無經驗であつたにもせよこの尊き任務を自覺し、堅固なる信念と、高き理想との下に無限の愛心を以て彼等の幸福の上に働いてやらねばならぬ。夢にも短期間限りの親達の機嫌取り仕事に終つて仕舞つてはならない。

是に於て經驗あり理想ある我幼稚園保母諸賢は是に一大進出を試み、農繁期託兒所の幼兒が教育的に取扱はるゝ様、その道をつけてやらねばならぬ。

農繁期託兒所は、短期のことなれば、それだけ保母諸賢には繰合せをつけるのに都合がよい。此の期間中を、この事業のために援助したからとて、決して諸賢の本務に妨害を來す程の影響はない。却つて是が爲めに別天地の新らしき経験を積み、各般の異りたる状態を知り、引いては己が本務の補助にこそなれ、毫末も支障を來す様なものではない。況してや諸賢が常に抱持して居る理想の實現をこの方面に施し得、多年経験して來た精練せる手腕を、この場所に表はし得るの快事は、實に天下の至樂と言ふべきである。況してや世の悲運に泣く人々の友となり、世の悲境に埋もるゝ子女の愛育者として立つ女性は、彌陀そのものにして實に尊き姿ではないか。大いに進んで是が指導の任に當り、その援助の誠を効し、眞實なる使命を果してやらねばならぬ。保母の進出すべき領野は、正にこゝにありと言ふべしである。

農繁期託兒所の事業を、眞に理解し、母親保護と、福利増進との外に、兒童愛護の精神により、開設せらるゝ託兒所ならば、正に農村の文化的施設の一として立派な『子供の樂園』である。此處に集る子供の幸福は如何ばかりであらうか。晉に子供の幸福ばかりでなく、家庭の幸福となり、郷土の幸福となり、國家の幸福となる、更に今年の農繁期託兒所化して、明年の常年託兒所となることあらば最も理想的といふべきであらう。

更に進出すべき領野は、農繁期託兒所に従事する保母の養成機關に就てゐる。現時の農繁期託兒所の保母が、偶然的の採用により、不用意の心意にて、何等學理にも通曉せず、何等方法をも解せず、全く素養乏しき身を以て、漫然幼兒の天真に接するあらば、こは幼兒に對する一種の侮辱であり事業に對する無謀の極である。吾人これを見て、狂人利劍を抱いて群集に向ふの危険を感ぜずには居られない天真爛漫なる幼兒の殘酷さと、純真無智なる本人の苦痛さを思ふて繁憫の情に堪へぬ。

須らく教育の事業に従事するものは、是に適應し得るだけの豫備的知識と、之れを訓練し得るだけの經驗手腕とを有せざるべからざるものである。かるが故に、その従事者の中には、少くとも一二素養ある者の交はり居るを必要とす。是に於て近隣幼稚園は、如何なる方法を以てしてか、保母の派遣を企てこれが指導の任に當らしむべきである。

又縣或は保育會の如きにありては臨時保母養成所を設けて、豫めこれが救済に備ふべきである。斯かる養成所の施設は俄に困難なりとすれば、其の場所と時間との關係を考へ、各地各所に保母講習會を開いて應急的施設をなさねばならぬ。此の部分或は保母進出の領野に直接の關係を有せざれども、愈々是が實施に際しては、幼稚園保母を講師として、其の養成を計畫すべきを便利なりと思ふ。

此の際に於ける從來の幼稚園は、其の場所を開放し、其の幼兒を提供し、その器具を貸與して保育の實習に便宜を與へらるゝは勿論、保母自ら講師となり時間をさげ、勞力をいたして、小規模の保母養成機關となるのが大切である。

由來農繁託兒所に關係をもつことは、幼稚園保母の進出すべき一大領野であつて、保母の任務の一つである。保母諸賢は女性の有する強き使命觀に立ち、進む熱愛を捧げ、不撓不屈の意氣を以て大いに進出する覺悟を持たねばならぬ。

一〇

もう一つ最後に更に進出すべき領野は、幼稚園を通じて、家庭教育を補ふことである。諸賢の中には子供を教育するに、家庭から預つた時間或は、年限だけを教育すれば、其の任務終れりと心得勝ちなものがあつた。併し子供は家庭から一人ポツンと離して預つたものではない。そんな心得にて教育する事あらば、その教育は徹底しない。到底家庭教育の補助等にはなり様筈がない。子供の生活根據は家庭であるから、子供の生活を取扱ふ幼稚園では家庭と切り離すことが出来ない。幼稚園では子供を家庭ぐるみに預り、その家庭の中の親をも教育の對象と考へて、親をも教育するでなくては眞の家庭教育補助にはならない。是が爲めに子供の家庭調査を十分詳しくする事は勿論である。諸賢の教育力は從來子供の

には十分及んで居たであらうが、未だその親にまで及んで居たとは言はれまい。子供をよくするよりも親をよくする教育が尙ほ一層大切である。

諸賢が家庭を教育する否母を教育せんとするには、非常に便宜多い場所に位置を占めて居らるゝ、第一子供を人質として預つて居るではないか。宜しく、こゝに活動の基調を置いて家庭訪問なり母の會なりを頻繁に行ひ、度々母親に接觸する機會を多く持つ事である。諸賢が子供に施して居る兒童愛の働きが母を陶醉せしめ、満足せしめ、感謝せしめ、居るではないか、この特殊なる便宜の所有者としての諸賢は、十分にこの利器を活用せなければならぬ。

進んで家庭を訪問して、相互の連絡を圖るは勿論、迎へて母の會に列席せしめ、保育の實際を見しめ保育の理論を會得して貰はねばならぬ。母を教育の對象として接觸を頻繁にする中には、諸賢の努力して居る實際を自然の間に認められて貰ふ事が出来る。由來母の會は幼稚園の附屬事業の如くに心得て年一回位しか開かず居たが母の會は幼稚園の主要なる事業として少なくとも毎月一回以上は開き、宜しく高く呼び、よろしく深く知つて貰はねばならぬ。更に各種の展覽會を開いて、其の見聞を廣めてやり更に諸般の催しを共にして其の苦樂をお互煩たねばならぬ。斯くて家庭の生活改善を圖り、情操涵養にまで努力せねばならぬ。

勿論諸賢の預つて居る家庭の中には、改善の必要な家庭も澤山あらうけれども又諸賢の努力により

て、より以上に輝いて行くべき家庭も決して少なくはない。否々家庭教育は斯くのようにして刻々と改善されて行くものである。家庭教育の能不能は保母諸賢の進出せんとする精神程度の如何によつて決定する。

近年文部省が切りに家庭教育振興を叫べるも亦故あるかなである。幼稚園はソーシャルセンターとして社會の中心となり、あらゆる方面に働きかけて行き、諸賢の事業を通じて日々香ばしき薫を地方に放ち平素温かき光を送つて、家庭の改善社會の進展に貢献せねばならぬ。子供の幸福は家庭の幸福なり、家庭の幸福は其の土地全體即ち郷土社會の幸福である。幼稚園が施す教育的作業は、すべて委くが、社會改善の上に、乃至は社會成長の上に、重き任務と、尊き使命とを以て働きかけて行かねばならぬ。この働きこそ與へられたる領野に向つての進出である。

要之、幼稚園保母は、幼兒教育の重大任務の上に家庭教化と社會教化とを擔はねばならぬものである。此の任務と使命とを目覺する時に、我々は絶大なる勇氣が湧く、諸賢、滿堂の諸賢、大いに自重し、自愛し、この限りなき喜悅の上に更に一段の進出を試み様ではないか。(完)

昭和六年度ニ於ケル農繁期託兒所調

(昭和六年九月調査)

市郡名	名	稱	代表者	日數	収容 幼兒
福島市	濱邊	託兒所	第三小學校校 愛國婦人會	一〇	一八三
郡山市	小田原	農繁期同	福島支部	二一	一四八
同	開成同	同	道因寺	一四	一一四
同	芳賀	保育園	芳賀小學校長	一四	七九
同	桃見臺	保育園	桃見臺小學校長	一四	一二二
信夫郡	清水	農繁託兒所	清水小學校長	一〇	一八〇
同	瀨上	季節幼稚園	瀨上同	一三	四三八
同	松川	季節保育所	松川同	一〇	三八一
伊達郡	川臨	臨時託兒所	川臨同	一四	一五一
同	白根同	同	白根同	一二	八二
安達郡	本宮	農繁期託兒所	本宮婦人會長	一四	一一九
同	大槻	農繁期託兒所	長泉寺	一四	五四
安積郡	農繁期	託兒所	片平村廣修寺	二〇	四〇
同	同	(中村不動堂)	同	二〇	三〇
同	同	(猿田彦神社)	同	二〇	三〇
岩瀬郡	須賀川	上町託兒所	須賀川町長	二一	五〇
同	同	中宿託兒所	同	二一	五〇
耶麻郡	遠田	農繁期託兒所	堂島小學校長	一一	三一
同	岩月村	第一同	岩月小學校長	一一	七〇
同	岩月村	第二同	龍泉寺	一一	五〇

市郡名	名	稱	代表者	開設 日數	収容 幼兒
同	熊倉	農繁期託兒所	熊倉小學校長	一一	四七
河沼郡	坂下	學園簡易託兒所	坂下學園長	二〇	八〇
大沼郡	永井	野農兒童園	天笠隆元	一四	一三二
東白河郡	笹原	託兒所	愛國婦人會	一四	一〇〇
同	近津	農繁期託兒所	福島支部	一四	九一
同	寶坂	農繁期託兒所	寶坂分教場	一〇	三七
西白河郡	白河	保育園	白河町共濟會	三六	四〇
相馬郡	小高	農繁期託兒所	小高實業校長	一〇	一〇六
石川郡	淺川	大革託兒所	淺川小學校長	二一	三六
田村郡	上大	越兒童保育園	上大越小學校長	一四	八八
同	瀧根	託兒所	瀧根小學校長	一二	一三八
同	堀越	保育園	堀越小學校長	一四	二一
同	三春	眞照寺託兒所	眞照寺	二〇	六〇
同	皮籠	石保育園	小野新町長	一三	五三
同	專光	寺農保育園	同	一三	六一
同	新町	第二農保育園	同	一三	四五
同	大聖	寺農託兒所	大聖寺	一六	二五
石城郡	泉保	育所	古關新香	一四	五九
同	平窪	農繁期託兒所	平窪小學校長	一〇	一七
同	中鹽	同	同	一〇	三〇

同	勿來農……託兒所	勿來小學校長	一〇	六八
同	菅波農……保育園	東福寺	一〇	一〇〇
同	山田村託兒所	山田小學校長	一〇	二〇三
同	上山田託兒所	同	一〇	六〇
同	河部農……託兒所	川部小學校長	一二	六〇
同	植田第一託兒所	植田小學校長	一〇	九一
同	同	同	一〇	一〇一
同	同	同	一〇	七七

(備考) 開設ヶ所(二市十五郡) 五十六ヶ所同日數七十六日收容幼兒五一〇四人

昭和六年度ニ於ケル農繁期託兒所ニ關スル調査 (昭和六年九月調査)

郡別	名稱		場所		開設日數	收容幼兒		幼稚園所在地
	託兒所	保育園	小學	寺院其他		マテ百人以上	マテ二百人以上	
福島市	一	二	一	二	二〇	一	八三	福島市
郡山市	二	二	二	二	三三	四	四六	郡山市
信夫郡	一	一	三	三	三三	一	九九	桑折町
伊達郡	二	一	二	一	二	一	三三	梁川町
安達郡	一	一	二	一	四	一	二九	二本松町
安積郡	三	一	四	一	四	一	一五	郡山市
岩瀬郡	二	二	四	二	七	一	一〇〇	須賀川町
耶麻郡	三	一	三	二	四	二	一八	喜多方町
河沼郡	一	一	一	一	四	一	八〇	坂下町

大沼郡 東白河郡 西白河郡 石川郡 田村郡 石城郡 双葉郡 相馬郡 南會津郡 北會津郡 若松市 合計

三三					二	九	三	一	二
八一三					三	三			
二五六					一	一	一	五	一
三二	〇	〇	〇	一	六	三	八	一	一
一〇一四					一	一	三	一	一
六四					一	二			一
四五						二	一	一	
四七						四	一	二	
五								一	二
六七六	〇	〇	〇	〇	〇	八	二	一	二
一九二						七	三	一	一
三一一						四	三	四	一
三五〇						一	三	一	一
三〇						一	一		

園遊



高田町 〇 白河町 〇 三春町 〇 小野新町 〇 湯本町 湯高町 中村町 一六 若松市 〇 若松市 〇